

令和3年度 岐阜県主任介護支援専門員更新研修 「よくある質問（Q&A）」最新版

令和3年4月／岐阜県居宅介護支援事業協議会・岐阜県高齢福祉課

No.	項目	質問内容
1	受講対象者	「開催要項」には、「主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間が概ね2年以内に満了する方」とあるが、3年以内の者は受講可能でしょうか？
2		現在は介護支援専門員の実務に携わらない「非現任者」ですが、受講可能でしょうか？
3	受講資格	「開催要項」にある「受講資格番号」の②（年4回以上の研修会参加）について詳しく教えてください。
4	受講の修了	急遽の都合に依りどうしても受講できない（欠席の）課目が生じた場合、次年度以降にその課目を受講すれば修了となりますか？
5	持ち寄り事例	現在早めに事例資料を準備しています。7類型の選択で（特定の類型に）希望者が多いとどうなりますか？
6		今回示されている「7類型」の考え方等について詳しく教えてください。
7		提出資料の内、「指導経過記録」とありますが、身近にスーパービジョンの相手（スーパーバイザー）がいない場合どう対応すればよいですか。

Q1. 受講対象者について 「開催要項」には、「主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間が概ね2年以内に満了する方」とあるが、3年以内の者は受講可能でしょうか？

- ・ 当面は3年以内でも受講可能とします。大切な有効期限が超過（資格失効）しないように、計画的に早めのご受講をお勧めします。尚、既に「主任介護支援専門員更新研修」を修了された方は有効期間内であればいつ更新されても次の有効期間は変わりませんが、その分だけ次の更新への猶予期間が伸びてしまうため、定期的に更新研修を課すことで能力の向上を図るという法の趣旨をご理解いただき、可能な範囲で有効期限の1～2年前の受講に努めて下さい。

Q2. 受講対象者について 現在は介護支援専門員の实務に携わらない「非現任者」ですが、受講可能でしょうか？

- ・ 当然に「非現任の方」についても受講資格を満たしていれば受講可能です。但し、受講希望者が定員を超過した場合は、主任介護支援専門員としての現任者を優先して受講決定を行いますので、ご了承願います。

Q3. **受講資格について** 「開催要項」にある「受講資格番号」の②（年4回以上の研修会参加）について詳しく教えてください。

- ・当該要件の目的・趣旨は、受講者自らによる「主体的な自己研鑽の姿勢」を確認するものであるので、以下の通り取扱うこととします。
- ・「研修内容」は、介護支援専門員の資質向上に関係する内容であれば十分です。時間数は問いません。
- ・「研修会主催者」は、地域包括支援センターや各種職能団体等で主催者範囲の限定等はありません。但し、自らの法人（事業所）内での研修会等及び介護支援専門員法定研修は含みませんのでご留意願います。
- ・「研修参加期日の期間」は、前年度の1年間及び本年度の申込時点迄です。
- ・「提出書類」は、受講者本人の参加による主な内容等が確認できる研修会資料・報告書（復命書）等のコピーです。また、参加した研修会で修了証明書が発行されている場合は、修了証明書のコピーも併せて提出してください。

Q4. **受講修了について** 急遽の都合に依りどうしても受講できない（欠席の）課目が生じた場合、次年度以降にその課目を受講すれば修了となりますか？

- ・岐阜県では「単一年度内として8日間の体系的な研修効果発揮」による主任介護支援専門員としての確実な資質向上を目的としています。従って「修了」には単一年度（同一会場）内の全日程受講が必要となっていますので十分にご留意願います。

Q5. **持ち寄り事例について** 現在早めに事例資料を準備しています。7類型の選択で（特定の類型に）希望者が多いとどうなりますか？

- ・希望が多いのは「認知症に関する事例」及び「家族への支援の視点が必要な事例」等と想定されています。全グループ均等に7類型の事例資料を要するため調整させて頂くことがありますので、ご希望通りの類型となるためには、上記以外の類型を敢えて選択するのも一手段かもしれません。尚7類型何れかの決定（結果）は受講決定通知書にてお知らせします。

Q6. **持ち寄り事例について** 今回示されている「7類型」の考え方等について詳しく教えてください。

- この程厚労省より示された「7類型」は、介護支援専門員法定研修全般に適用された標準型です。多様なニーズを持つ利用者への実践的な対応力強化等を目的に新規導入されました。
- このスタイルは必ずしも個々の利用者を類型化する（パターンに当てはめる）という趣旨でなく、各々の類型の側面や視点（切り口）から実際のケースに係る検討を深めるという研修手法です。
- 従って、事例の選定については、現実として複数の側面を併せ持つ利用者が多いと考えられることから、必ずしも1つの事例が1類型のみであるとは限りません。7類型については、「検討の側面」としてご理解願います。

Q7. **持ち寄り事例について** 提出資料の内、「指導経過記録」とありますが、身近にスーパービジョンの相手（スーパーバイザー）がいない場合どう対応すればよいですか。

- 所属事業所が「1人体制」等により職場単位でのスーパービジョン環境が厳しい場合は、自ら最寄りの介護支援専門員の協力を求めてください。例えば地域のケアマネジャーで知り合いの方や各種研修会の機会に名刺交換した方等に説明・同意を踏まえた協力依頼をお願いします。
- 併せて、当該事例に係る利用者等に対しても、予め守秘義務を遵守した研修会目的の資料使用について丁寧な説明と同意を得ておいてください。
- 尚、研修会当日グループメンバーに配布した全資料は、その都度事例提供者により回収となります。

皆で早めに準備して、確実に更新の機会を「質の向上」に活かしましょう。

➤ その他お問合せは本会事務局へどうぞ。 **【電話】 058-322-3155**